

大震災と危険負担
市町村におけるリスク回避対策

弁護士法人佐々木総合法律事務所 弁護士 佐々木泉顕



Profile

佐々木 泉顕(ささき もとあき)氏

札幌市中央区大通西11丁目大通藤井ビル6階
弁護士法人佐々木総合法律事務所
TEL011-261-8455 FAX011-261-9188

- ・北海道町村会顧問
- ・社団法人札幌市医師会顧問
- ・北海道教育委員会顧問

一 東日本大震災について

このたびの東日本大震災により被災された皆さまには心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧と皆さまのご健康を心よりお祈り申し上げます。

特に亡くなられた首長の方や職員の方の最期の様子の報道に接すると、他人事ではないだけに胸が張り裂けるように痛む思いである。

今回の大震災では、津波によって家を無くすだけではなく、未だに自分の土地が海水の下に浸かっている現状回復の目途が立っていない被災者もおられる。個人の所有権の対象となる私有地は、土地が津波等の自然現象によって海没した場合にも、土地の所有権が当然に消滅するわけではなく、人による支配利用が可能であり、土地の特定

が出来る限り存続するというのが最高裁の考えであるから(最高裁第三小法廷昭和六二年三月二六日判決)、とにかく一刻も早く水が引き、各自が自分の土地を確認できるような状態になる日が来ることを待ち望んでいる。

今回の大震災では、東北地方が壊滅的な打撃を受けたが、北海道も、同規模の大地震や津波の被害に遭う可能性もあり、今後はその場合を想定した対策をとっておくことが必要であろう。法的側面においても、最悪の事態の際の最低限度の法的知識を有しておきたいものである。

二 建設工事のリスク負担

たとえば、A町がB社に発注した建物建設工事が九割方完成していたにも

かわらず、地震によって全部倒壊して、最初からやり直さなければならなくなった場合(B社の工事内容に全く問題が存在しないことを前提とする)、B社は請負代金のうち九割相当額に見合う分をA町に請求できるのであるのか?

これが、「危険負担」の問題である。A町とB社との間の請負契約は私法上の取引行為であるから、民法が適用されるが、民法五三六条は、「前二条に規定する場合を除き、当事者双方の責めに帰することができる事由によって債務を履行することができなくなったときは、債務者は、反対給付を受ける権利を有しない。」と規定している。ここでいう債務者とは工事を請け負った業者であるB社であるから、B社は建物建設工事を完成させるといふ債務を履行できなかった以上、反対給付で

ある請負代金の請求もできないということになる。自分の債務が履行できなくなったリスクは債務者が負うという「債務者主義」であり、民法上の危険負担の一般原則となっている。

そもそも、請負契約は、請負人であるB社がある仕事を完成することを約し、注文者であるA町が、その仕事の結果に対して報酬を与えることを内容とする契約であるから(民法六三二条)、建築中の建物が地震で倒壊した場合には、請負人であるB社は再度建物を完成させたうえで、注文者に引き渡す義務を負っており、請負人はリスクを見込んで請負契約を締結すべきだからである。

ただ、建設業法二十九条六号は、契約締結の際に天災その他不可抗力による損害の定めを書面により明らかにしなければならぬと定めており、現実には民法上の原則である債務者主義とは異なる定めがなされている。特に公共の建設工事の場合、天候や地質等のいわゆる予測し難い要因が多く、請負人に生ずるリスクをすべて請負人が負担すべきものとするや酷な結果となりかねないから、公共工事標準請負契約約款二十九条では、請負額(元)を超える損害については注文者が負担することに

なっている。

従って、発注側のリスク回避のためには、請負人に建設工事保険に加入させるなどしたうえで、リスク分担を求め工夫が必要であろう(注1)。

三、特定物売買のリスク負担

今回の大震災では、津波により多くの建物が流されるなどして被災した家が無くなっても、住宅ローンが無くなるわけではないことを思うと、被災者の方は誠にお気の毒である。

ところで、A町がBの所有する建物をA町の施設として利用するために買い上げた場合、売買契約日が三月七日で三月四日に代金支払いと同時に引渡と登記を行う予定だったところ、三月二日の大地震で建物が全壊した場合(建物の耐震構造に欠陥がないことを前提とする)、A町の代金支払義務は消滅するのであるか?

常識的には売買契約目的物の建物が消滅した以上、お互いが「今回未曽有の災害で本当に残念でした。」と慰め合つて、互いにやりとりなしで終わりそうであり、前述の「債務者主義」の原則からもかような結論になるはずであるが、

民法上は、驚くべき結論となる。

民法五三四条は、特定物(取引目的物として当事者が物の個性に着目した物)の売買について「特定物に関する物件の設定又は移転を双務契約の目的とした場合においては、その物が債務者の責めに帰することができる事由によって滅失し、又は損傷したときは、その滅失又は損傷は、債権者の負担に帰する。」と規定している。売買契約の成立によつて、A町はBに対して、「建物を引き渡せ、登記を移転せよ」という債権が発生し、他方Bは建物引渡、登記移転の債務を負うことにな

る。地震という債務者Bの責任ではない原因で建物が滅失した以上、Bの建物引渡債務や登記移転債務は履行不能となって消滅するが、そのリスクは債権者であるA町が一方的に負担することになり、他方Bの代金請求権は消滅しないから、A町はBに対して代金支払いを拒否できないことになる。これが「債権者主義」であり、民法上は債務者主義の例外として適用されること

になっているが、合理的根拠を欠くものであるとの批判が強い。通常契約成立後わずか数日の間に、建物が地震で倒壊することなど誰も予想しない。誰もが、多分大丈夫だろうと考えて、最悪

の事態を想定しないが、日本人の甘い危機管理対策が現在の福島原発における最悪の事態を引き起こす原因となっていることを肝に銘ずべきであろう。

また、目的建物には火災保険や地震保険がついているから大丈夫であろうなどという考えも禁物である。民法五三六条二項により、Bが建物滅失によって取得した保険金はAに交付しなければならぬことになっているが、保険金の金額が売買代金額に見合うという保証はないからである。

従つて、自治体が建物売買契約を締結する場合には、「引渡前の建物滅失損壊についての危険負担はBが負うこととする。」との条項を挿入しなくてはならない。

なお、建物売買の場合には、事前に条項を吟味した契約書を交わすことが多いからさほど不安はないが、自動車を購入する場合も、自動車の登録が終了してしまえば、民法五三四条の特定物売買に該当することに留意する必要がある。

(注1)建設工事保険が、必ずしも地震、津波による被害を補填するとは限らないので、十分な注意が必要である。